

議案第84号

## 静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正について

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

静岡市中央卸売市場業務条例（平成15年静岡市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し並びに同条第1項及び第2項第2号中「せり人」を「競り人」に改め、同項第3号中「せり人がせり」を「競り人が競り」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「せり人」を「競り人」に改め、同条第4項中「せり人登録簿」を「競り人登録簿」に、「せり人に」を「競り人に」に、「せり人章」を「競り人章」に改め、同項第1号中「せり人」を「競り人」に改め、同条第5項中「せり人」を「競り人」に改め、同項第5号中「せり」を「競り」に改める。

第13条の見出し中「せり人」を「競り人」に改め、同条第1項中「せり人」を「競り人」に、「せりを」を「競りを」に改め、同条第2項中「せり人」を「競り人」に改める。

第14条の見出し中「せり人」を「競り人」に改め、同条中「せり人」を「競り人」に、「せりを」を「競りを」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項中「せり人」を「競り人」に改め、同条第2項中「せり人は」を「競り人は」に、「せり人章」を「競り人章」に改める。

第16条中「せり人は」を「競り人は」に、「せりに」を「競りに」に、「せり人章」を「競り人章」に改める。

第36条及び第37条第3号中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第41条第1項第3号ア中「さといも、やまのいも」を「里芋、山の芋」に、「まめもやし」を「豆もやし」に改め、同号イ中「かき」を「柿」に改め、同条第6項第2号を次のように改める。

(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項が提供されること

が確実であること。

第48条第4項中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第51条第1項中「せり売り」を「競り売り」に、「せり直し」を「競り直し」に改める。

第53条第1項第1号及び第2項第1号中「せり」を「競り」に改め、同条第3項中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第54条第1項第1号及び第2項第1号中「せり」を「競り」に改める。

第56条第1項中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第76条第4項各号列記以外の部分中「せり人」を「競り人」に改め、同項第2号中「せり売り」を「競り売り」に改め、同項第4号中「せり人」を「競り人」に改める。

別表第1中「そらまめ」を「そら豆」に、「さといも」を「里芋」に改める。

別表第2中「さんとうさい」を「さんとう菜」に、「ながいも」を「長芋」に改める。

別表第4(1)中「こまつな」を「こまつ菜」に、「えだまめ」を「枝豆」に、「幸水なし、豊水なし、新高なし、もも」を「幸水梨、豊水梨、新高梨、桃」に改める。

別表第5製氷機使用料の項中「188,000円」を「301,300円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市中央卸売市場業務条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市場施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る市場施設の使用料については、なお従前の例による。